

三木市立吉川中学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定について

(1) 基本理念

本校は、「自主・協力・創造」の校訓のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるように、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての生徒が充実した学校生活を送るために、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ等の防止のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを絶対に行ってはならない。また、いじめを認識した場合は、それを放置してはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめの可能性が認められる場合は、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

(ア) 学校の基本方針として「いじめは『人間として絶対に許されることではない』という毅然とした態度で指導し、命と人権を尊重する心を育てる。」を具現化するために、いじめはもちろん、からかいや誹謗・中傷をさせない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(イ) 人権尊重の精神を基盤に、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通いあう人間関係構築能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。

(ウ) 生徒会活動やその他の自主的活動を通じて、生徒自らがいじめ防止の取組を展開するように支援する。

(エ) 保護者、地域住民、その他の関係者と連携し、いじめ防止の重要性について理解を深めるための啓発、その他必要な取組を行う。

(オ) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を高めるとともに資質能力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見

(ア) 小中連携による一貫した生徒理解の充実

小中一貫教育推進委員会の取組により、随時情報交換を実施。小中で切れ目のない見守り体制及び充実した指導体制を構築し対応する。

(イ) いじめ調査等

①生徒対象生活アンケート調査…年3回（6月・11月・1月）実施

②教育相談を通じた学年による生徒からの聞き取り調査…年2回（6月・11月）実施

(ウ) いじめ相談体制

生徒・保護者からのいじめに関する相談については、担任等の教職員をはじめ、次の相談体制で対応する

①悩み相談窓口（各学年教育相談担当・教頭）の設置

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談

(エ) 教職員の資質能力の向上

- ①生徒理解に関する研修等を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質の向上を図る。
- ②いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いじめを見逃さないように教職員の認知能力を向上させる。
- ③教職員は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように気を配るとともに、生徒指導委員会等で生徒の情報交換を定期的に行い、積極的に生徒理解に努める。
- ④いじめがあった場合に迅速かつ組織的な対処ができるよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員の共通理解を徹底する。

(オ) インターネットで起こるいじめについて

発信される情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、うまく対処できるように必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(4) 感染症等に関するいじめについて

新型コロナウイルス感染拡大時の経験等を踏まえ、感染症に関わる誹謗・中傷、またそれらに類するいじめ、からかい等が起こらないように人権学習を実施し、生徒一人一人のいじめを許さない態度を培う。

(5) いじめ事案への対応と組織について

いじめの発見、通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を組織し、全教職員が一致団結した協力体制を確立し、迅速に対応を行う。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、不登校問題対策担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係教職員

<いじめに対する措置>

- (ア) いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対応マニュアル」(三木市教育委員会作成)に基づき対応を行う。
- (ウ) 学校全体で速やかに情報を共有し、組織的に対応する。
- (エ) いじめ行為をやめさせ、その再発を防止するため、被害を受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ①被害生徒に対しては、寄り添いつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに、継続的な指導により、自尊感情を高めていくよう配慮する。
 - ②加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すことを旨として、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導する。
 - ③いじめ等を受けた生徒が、安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行う措置を講ずる。
 - ④いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の情報を適切に引き継ぐ。
- (オ) いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめに関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - ①教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取組を進める。
- (カ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめ行為については、教育委員会及び三木市いじめ防止センター、三木警察署等と連携して対処する。
- (キ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家の参加を求め、いじめの問題がより望ましい解決に導かれるよう努める。

3 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合、またはそれらの可能性が考えられる場合は次の対処を行う。

- (1) 重大な事案が発生した、または発生が予想される旨を、三木市教育委員会及び三木市いじめ防止センターに速やかに報告する。
- (2) 速やかに「いじめ防止対策委員会」で協議・対応を開始する。
- (3) 上記委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (ア) いじめる側の生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合は、そのいじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認め、いじめられている側の生徒の保護の観点から、警察等の関係機関と相談して対応する。
 - (イ) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議※1 生徒指導委員会 いじめ防止対策委員会 ・指導方針、指導計画 小中一貫教育合同研修	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 カウンセラーによるストレス マネジメント教育実施計画	
5	職員研修（生徒理解）	カウンセラーによるストレス マネジメント教育（2年生） ※3	いじめアンケート※2 カウンセリング・ウィーク
6	小中連携会議（小中一貫教育推進委員会） 職員研修（人権・道徳）		
7		規範意識アンケート	三者懇談
8	小中一貫教育合同研修		
9	いじめ防止対策委員会 ・情報共有、振り返り ・2学期の計画	カウンセラーによるストレス マネジメント教育（1年生） ※3	
10	小中連携会議（小中一貫教育推進委員会）	情報モラル教育 （インターネット・スマホ）	いじめアンケート※2 カウンセリング・ウィーク
11	小中一貫教育合同研修		
12		カウンセラーによるストレス マネジメント教育（3年生） ※3	三者懇談
1	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 ・2学期の振り返り ・3学期の計画		いじめアンケート※2
2	小中連携会議（小中一貫教育推進委員会） 職員研修（生徒理解） 小中一貫教育合同研修		
3	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討		小中連携による次年度入学生 の情報交換と指導体制づくり

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し全教職員で共通理解を図る。

※2 いじめアンケート：学校の実態に応じて随時実施することを原則とする。

※3 学級・学年づくり/人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事、カウンセラーによる講話等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。